

日立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年5月31日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

人事院規則の改正に伴い、職員の育児休業等に関する規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日立市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める」に改め、ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 会計年度任用職員の育児休業等の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」とする要件を廃止することとした。
- 2 任命権者は、妊娠・出産等を申し出た職員に対して、育児休業制度の周知及び育児休業の承認の請求に係る意向確認のための面談その他の措置を講じなければならないこととした。
- 3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、育児休業に係る研修の実施及び育児休業に関する相談体制の整備を行わなければならないこととした。